

(仮称)市川市教育振興大綱 (案)

**平成27年9月
市 川 市**

はじめに

- ・法改正の趣旨、根拠条文など
- ・大綱策定に当たっての市長の考え

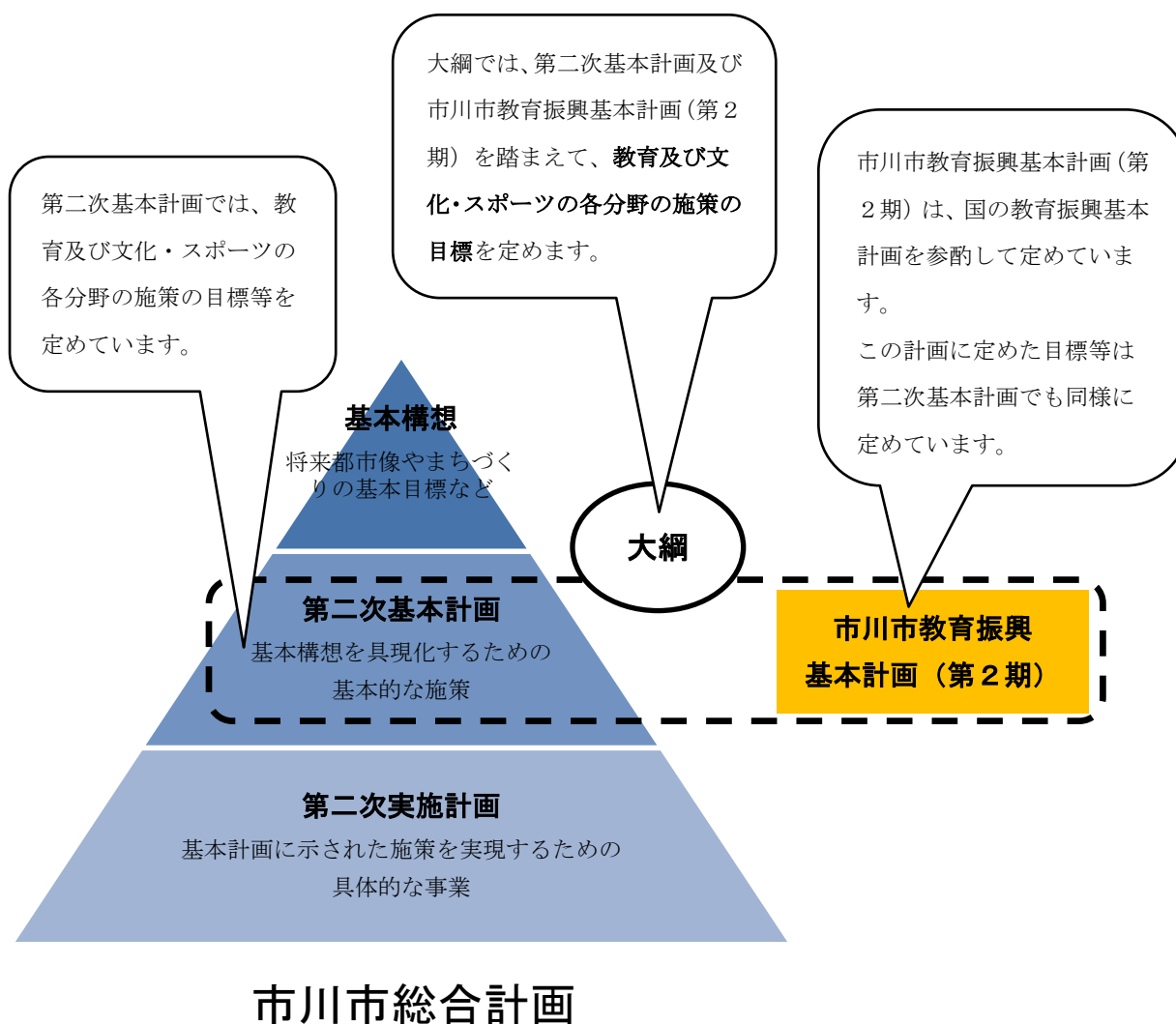
平成27年9月

市川市長 大久保 博

大綱策定の基本的な考え方

市川市教育振興大綱（以下「大綱」といいます。）は、本市の教育振興施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

教育及び文化・スポーツといった各分野における本市の施策の目標や方向性については、「市川市総合計画 第二次基本計画」及び「市川市教育振興基本計画（第2期）」において既に定めていることから、これら既存の2つの計画の内容を踏襲し、整合性を図りながら、本市が講ずべき施策の目標を大綱として定めることとしました。



大綱の対象期間

大綱の対象期間については法律上の定めはありませんが、国が想定している対象期間が４～５年であること、「市川市教育振興基本計画（第２期）」の終了年度が平成３０年度であることなどを考慮し、平成２７年度から３０年度までとします。

施策の目標

「市川市総合計画 第二次基本計画」では１０年間の計画期間におけるまちづくりの目標として「**安心で快適な活力のあるまち**」を、また、「市川市教育振興基本計画（第２期）」では５年間の計画期間における基本理念として「**人をつなぐ 未来へつなぐ、市川の教育**」をそれぞれ掲げています。

これらを踏まえ、教育及び文化・スポーツといった各分野における本市の施策の目標を次のとおり定めます。

教 育

① 子どもの育成

将来の予測が困難な現代社会においては、自らの将来を切り拓く力強さ、他人と協働してより良い社会を築こうとする頼もしさが必要です。このため、強い意志をもって主体的に考え行動する力と、他と協調しつつ、ともに社会を支える力を育み、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育成します。

② 家庭・学校・地域の連携

本市の進める教育を確かなものにするとともに、社会の中でたくましく生きていく子どもを育てるためには、より多くの方々が教育に参画することが必要です。このため、家庭や学校、地域が自らの役割と責任を果たし、十分に連携することで、幅広い教育機能の活性化を図ります。

③ 教育環境の整備・充実

教育の質を高めるための条件整備は、教育の振興にとって必要不可欠です。また、社会全体の教育機能の活性化を図り、本市の教育の質を向上させていくには、充実した教育環境を整えていくことが必要です。このため、家庭や学校、地域における教育環境の整備・充実を図り、質の高い市川の教育を推進します。

文化・スポーツ

① 豊かな心を育む文化活動の支援

芸術・文化事業の振興や施設の整備、市民・事業者・各種団体との連携を図ることで、豊かな心を育む文化活動を支援します。

② 地域を彩る文化的資産の保全・活用

文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かすための人材育成、イベント実施などにより、地域を彩る文化的資産の保全・活用を図ります。

③ 「まちの文化」や文化的資源の創出と情報発信

市民や事業者との協働により、地域のつながりやにぎわい、活性化につながる「まちの文化」を創出します。また、既存の文化的資源の活用、新たな文化的資源の創出を図るとともに、市内外へ本市の魅力と情報を発信します。

④ 多文化共生のまちづくり

市民や関係者が互いの文化的違いを認め合い、理解を深めることで、多文化共生のまちづくりにつなげます。

⑤ スポーツ環境の充実

市民が安心・安全にスポーツができるよう、また、より多くの人々がスポーツに親しめるよう、スポーツ環境の充実を図ります。